

議題提案書

【○】協議事項

【 】報告事項

議題名： NGO 連携無償資金協力における医療行為の扱いについて

【提案者氏名、所属】

氏名：稲場雅紀

所属：市民ネットワーク for TICAD 連携推進委員、
（特活）アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター
GII/IDI に関する外務省・NGO 懇談会 NGO 連絡会 代表

【議題提案の背景】

途上国においても、外国人の医師などが起こした医療過誤などに対して訴訟が提起されるなどした事例がある。一方、こうした動きに対し、開発協力や人道支援に関わる医療従事者及び患者を守るための法的枠組や公的・民間保険制度等は十分整備されていない。今般、N 連事業においても、実施体制の整備やリスク管理等の観点から、医療行為を伴う活動を含む事業を原則としては対象外とする方向性で検討しており、連携推進委員会、および GII/IDI 懇談会において、外務省と NGO との間で調整がなされている。これについて、第 2 回連携推進委員会においても協議したい。

【議題論点】（連携推進委員会で議論したい点）

NGO 連携無償資金協力において、「医療行為」を含む案件を対象外とすることについて、外務省民間援助連携室より、連携推進委員会、GII/IDI 懇談会、および個別の申請団体に対して提起がなされ、現在、連携推進委員会のタスクフォース会合などにおいて協議がなされている。これについて、以下の点を協議したい。

- （１） 「医療行為」の範囲については、国際的に明確に定まった基準があるわけではない。これについては、NGO 連携無償の対象外とするのではなく、申請 NGO との協議によって実施方法を決定する形として下さい。
- （２） 2018 年度の「NGO 連携無償の手引」における、「医療行為」の扱い、記載内容については、引き続き NGO と調整し、その合意を得て決定することを約束して下さい。
- （３） 保健分野は途上国支援において NGO が積極的に取り組んでいる分野のひとつであり、我が国も保健分野支援を開発協力の柱の一つとしている。このことに鑑み、保健分野については、NGO 連携無償においてもこれまで通り重点的な課題の一つとして扱うということを確認してください。

【出席を希望する外務省部局または担当者】

外務省国際協力局民間援助連携室および関係部局

以上